

昭和56年 9 月16日

第 847 号

広報

うえだ

毎月1日・16日発行

発行 上 田 市
編集 秘 書 課
電話 上田②4100
印刷 田 辺 印 刷



64チームが参加して8月3日から始まった、第7回上田市長杯争奪早起き壮年ソフトボール大会の決勝戦が、9月8日、市営野球場で行われました。決勝戦は城北自治会と新田クラブの対戦となり、熱戦の末、城北自治会が勝ち、栄えの市長杯を手に入れました。

(写真は、市長から優勝メダルをかけてもらう城北自治会の皆さん)

主な内容

台風15号、市内各地で被害続出……………	2・3ページ
「お年寄りを敬う作文」に60編……………	4・5ページ
総合防災訓練に1万3千人……………	6ページ
飲酒運転の追放を……………	7ページ
健康づくり、9月は「ガン征圧月間」……………	8ページ
曝音機の使用には十分注意を！……………	9ページ
婦人検診で子宮頸ガンの早期発見を……………	10ページ
新しい農業委員決まる……………	11ページ
犬の登録と予防注射……………	12ページ
選挙特集……………	特集1～4ページ

市民と市長の日

「市民と市長の日」を10月1日(休)午前9時から午後4時まで、市役所3階市長室で行います。お気軽におでかけください。

農地問題相談日

「農地問題相談」を10月1日(休)午前8時30分から午後5時まで、市役所2階農業委員会事務局で行います。お気軽におでかけください。

台風15号

市内各地で被害続出

被害総額は五億九千万円

八月二十二日夜から二十三日朝にかけて、東北信地方を中心に襲った台風十五号は、上田市で雨量百二十^リに達しました。このため、市内各地で河川が決壊、田畑が冠水するなど、秋の収穫を前にした農作物に大きな被害を及ぼしました。被害総額は、五億九千万円余にのぼり、昭和三十四年九月の伊勢湾台風以来の災害になりました。今回の台風により、家屋や田畑などに被害を受けられた多くの皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

台風十五号による被害が最もひどかったのは、神畑地区にある新興団地とその付近の家屋で、四十^三戸が床上浸水しました。同団地は、最近二・三年の間に建設された新しい家が並び、産川と湯川が取り囲むように合流している地籍。S字型にカーブした湯川が、はんらんしたため、あふれた水が同団地を直撃したものです。

神川・境橋付近では、林之郷側の護岸が長さ百五十^リにわたり損壊したため、釣り堀の管理棟など二棟が流失。同じ神川の久保林では、護岸の決壊により民家二棟が半壊しました。さらに千曲川では、上堀、半過などの河川敷グラウン

ド八面が冠水したため、土砂が流入し、使用不能となりました。市災害対策本部が調べた被害総

額は、五億九千万円余にのぼり、最も被害額の大きかったのが、田畑の冠水や流失、農道、林道、水路の決壊など農政関係で三億三千七百万円。次いで神川・下郷橋付近の護岸損壊、橋の流失など建設関係の一億六千八百万円、千曲川河川敷グラウンドや校庭の冠水など教育関係の七千八百万円などとなっています。

被害状況をまとめると、重傷者

一人、軽傷者一人、住家半壊二棟、非住家全壊二棟、床上浸水六十三棟、床下浸水三百三十二棟、河川

決壊七十か所、橋りょう決壊十四か所、道路決壊十七か所、ガケ・山くずれ十三か所、田の冠水百七十五ヘクタール、畑の冠水三十六ヘクタールとなっています。市は、九月市議会の補正予算に復旧費を計上し、早急に復旧工事を進めることにしています。また、国庫補助を受けて工事をする箇所については、今後三年ほどの期間がかかる見込みです。



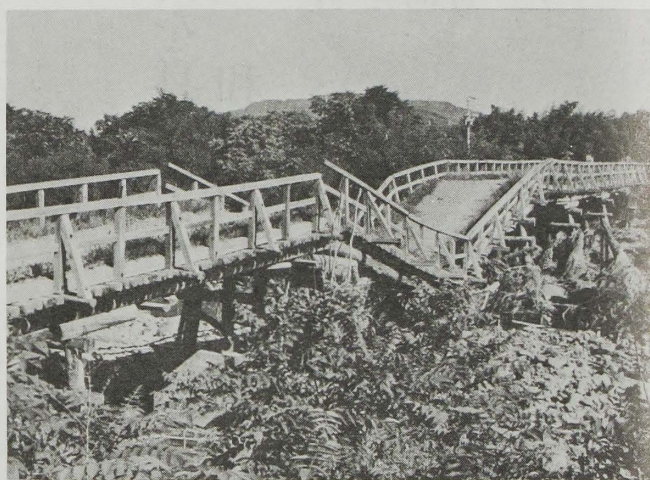
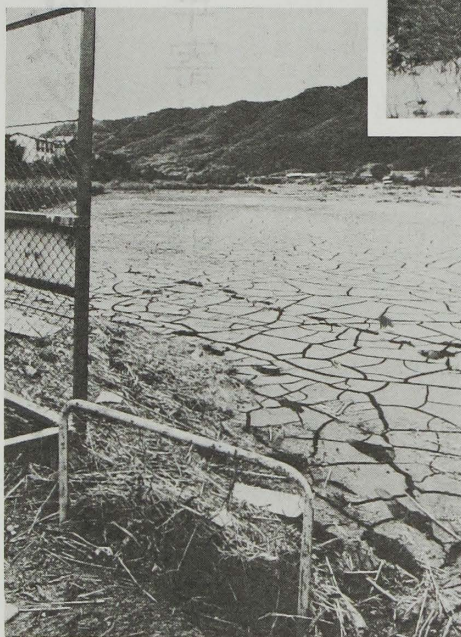
神川・境橋付近の護岸が損壊



はんらんした湯川が神畑の新興団地を直撃

▶河川の決壊により冠水した下之条地区の水田

▼土砂が流入したため、使用できなくなった上堀の河川敷グラウンド



V字型に変形した浦野川の醤油久保橋

台風15号による被害

住宅の補修などに融資制度

住宅金融公庫では、今回の台風十五号により住宅に被害を受けた方に対し、次の要領により、災害復興住宅建設等資金の融資申し込みの受け付けを行っています。

▽受付期限
十一月三十日(月)まで

▽災害復興住宅建設資金の場合
申込資格：今回の台風により、り災直前の建物の価額の五割以上の被害を受けた家屋の所有者、賃借人、または居住者
融資が受けられる住宅：住宅部分の床面積が百二十平方メートル以下であること。ただし、滅失した家屋の一戸当りの住宅部分が百二十平方メートルを超えていた場合で、滅失した家屋を原形に復旧するときは、滅失した家屋の住宅部分の床面積に相当する面積とする。

▽災害復興住宅補修資金の場合
申込資格：今回の台風により、住宅部分の補修に要する額が十万元以上で、建物の価額の五割未満の被害を受けた家屋の所有者、賃借人、または居住者

融資限度額：木造住宅の場合、三百六十万円
利率：年五・〇五％
返済期間：十年以内

▽申込場所
住宅建設場所と同一県内の「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関

▽詳しいことについては、住宅金融公庫北関東支所(☎0272-6655)または、最寄りの公庫業務取扱金融機関にご相談ください。

目立った敬老に役立つ作品

「お年寄りを敬う作文」に60編

最近、都市化による核家族化が進む中で、ともすれば「お年寄りを敬う」という思想が、おろそかになりがちです。

そこで、市ではお年寄りを敬う思想を普及させるため、広く市民の皆さんから作文を募集しました。その結果、六十編もの応募があり、内訳は一般五編、中学生十五編、小学生四十編でした。

作品内容は、すべてが敬老思想の普及や啓もうに役立つ、心のこもったものばかりでした。審査は大変困難を極めました。結局、入選作品として十七編を選ばせていただきました。今回は、その中から四編を掲載し、残り十三編については、今後の「広報うえだ」で順次紹介させていただきます。

また、塩尻小、神川小、川辺小学校からは、放送用テープを送っていただきました。

17人が入選

今回の「お年寄りを敬う作文」

に入選された十七人の皆さんは、次のとおりです。(敬称略)

桜井とくみ 大屋・六十三歳
勝木 正男 東前山・六十三歳
清水 直子 緑が丘・四十一歳
原 久史 第二中学校・三年
若林 孝子 塩田中学校・三年
水出 博幸 川西中学校・三年
平林 謙一 川西中学校・二年
大野 宏樹 神川小学校・六年

佐藤 奈己 神川小学校・六年
中村万理子 神川小学校・六年
林 正直 川辺小学校・六年
鈴木 淳子 清明小学校・六年
上原ゆう子 清明小学校・六年
山岸 佳子 西小学校・六年
宮下 博美 豊殿小学校・五年
大井ゆり江 川辺小学校・五年
安原 市子 城下小学校・二年

老人を真ん中に 和気あいあいの家庭



桜井とくみさん
(大屋・63歳)

この題を読んだ時、すぐ思い浮かぶ家庭があります。

Sさんの一家です。家族はSさんご夫婦、そして息子さんご夫婦、孫が三人とおばあさん、いつ行っ

ても明るく感じよく、暖かさを感じる家庭です。一つの家庭として、大家族なのはどうしてこう感じがいいのだろうと、考えさせられます。

ある日、お茶を頂きながら、お話しをうかがいました。おばあさんは、八十歳近いお年ですが、健康で大病を克服された方とは思えない程、お元気です。

私たち読書グループの勉強会に

参加されたり、よく読書をなさっています。おばあさんにとっては、ひ孫の話の聞いたり、本を読んでもらって喜んだり、時に感想を言っただけでも楽しそうです。また、家中の話し合いで、一家の経済の一切を取り仕切って、まかされて

います。

一家の中心にデンとおばあさんが座って、責任ある仕事を毎日持続して行くということは、大変なことだと思えます。そして、一家の健康を考えて、献立にもおばあさんの考えが加わり、ご自身もお手伝いをいたします。

老人ホームと 家庭について思うこと



水出博幸くん
(川西中・3年)

ぼくは、お年寄りの人たちが集団で生活をしている老人ホームと家庭について、いろいろ考えてみたい。

近年、国民の平均寿命がのびて、人口に占める高齢者の比率増大。若い夫婦と親との別居などで、いわゆる核家族が進行し、老人だけ

大勢の家庭ですと、お互いが気を使うことが、やはり必要だと思えます。Sさんの家庭は、嫁姑(しゅうとめ)とも、おとな同士の付き合い合ひで、一人前の人格を持った人間として、意見を出し合ひ、話し合ひ、解決して、和楽の家庭を築いて行くという、話に水が静かに絶え間なく流れて行くような、新鮮さを感じます。

私もやがて、息子夫婦と一緒に生活がきます。その時は、このおばあさんのように心豊かに生きて、「楽しいなあ」と思える、毎日でありたいと思っています。

の世帯がふえてきていることは、すでに社会科で勉強しました。病氣などでやむを得ない場合は、しかたないにしても、年寄りになっただけで簡単に老人ホームに押し付けられるのは、間違いだと思えます。なかには、自分から行きたいと願う人もいるかもしれないが、「行きたくない」という人も少なくはないはずです。

仮に、ぼくが老人だとしても、今思うには、行きたくはない。なぜかといえば、今まで住みなれ、歴史を作ってきた我が家で家族み

号 —
んなで楽しくごはんを食べ、孫の世話をしたり、仕事をしての方

なることが沢山あるはずですよ。よく、孫の花嫁姿をみるまでは、

上に、久しぶりにお風呂に入った老人は、うれしかったと思います。

もう手を買すのに恥かしくて、なんかいずに、勇気を出して、手を

るから、仕事が間に合うけど、おじいちゃんがいなかったら、お手上

今回の「お年寄りを敬う作文」

孫が三人とおばあさん、いつ行っ

私たち読書グループの勉強会に

わゆる核家族が進行し、老人だけ

歴史を作ってきた我が家で家族み

んなで楽しくごはんを食べ、孫の世話をしたり、仕事をしていた方がよっぽどいいように感じられるからです。もし、それを願っていたのに勝手におぼろげにされたら、と、まるで昔のおぼろげに山ではないか。

案外、お年寄りは役立たずとしてみる人がいるかもしれないが、あのおぼろげに山の話のように、いろいろ貴重な体験を積んできたお年寄りは、人々にとってプラスに

もつと老人をいたわろう



上原ゆう子さん
(清明小・6年)

今、私たちは、老人をいたわっているだろうか。うやまつているだろうか。重そうに荷物を持って、横断歩道を渡っている、一人のおばあさんがいます。そのおばあさんに、私はやさしく手を貸してあげられるでしょうか。私だけではありません。みなさんはどうでしょう。私の見たところでは、私と同じようです。「手を貸そうかな」と思っても、どうしても、手を差

なることが沢山あるはずですが、よく「孫の花嫁姿をみるまでは、まだまだがんばるぞ!」というお年寄りたちの願いをかなえさせてやるためにも、私たち一人ひとりがお年寄りをいたわり、大切にしていかなければならないと思います。

バスや電車の中で、お年寄りが立っているときは席をゆずるとか、ごく簡単なことから、ぼくは心掛け、実行していきたいと思っています。

しのべる勇気が出ないのです。ちょっとと恥かしい事ではないのに...なぜなのでしょう。

私は、二十四時間テレビの『愛は地球を救う 4』を見ました。老人が、年々増えているそうです。そして、寝たきり老人も、増えているのです。その寝たきり老人は、世話をしてくれる人がいなくて、お風呂にも入れないのです。そういう老人をお風呂に入れてあげようと、去年、移動が出来るお風呂を募金で買って、一日に何人もの老人の家をまわって、お風呂に入れてあげたのです。それを見て、すごく感動しました。そして、とてもうれしく思いました。それ以

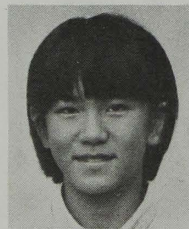
上に、久しぶりにお風呂に入った老人は、うれしかったと思います。それに、施設に入って生活している人もいます。そういうのを見てみると、かわいそうでなりません。私も何十年かたてば、こういうふうになるのかなあと思うといっすうです。もしも、自分がこんな、みじめなかつこうになったら、どうするでしょう。

では、どうしたらよいのでしょうか。老人の体というのは、今までの長い人生を歩んで来て、いろいろな出来事を経験して来た、大切な体なのです。ですから、うやまわなくてはいいけません。それに、

もう手を貸すのに恥かしがってなにかいずに、勇気を出して、手を差し出してあげたいものです。それに、寝たきりの老人を一人だけになんかしておけません。もつともつと、そのお年寄りの大切な体を、いたわってあげなければなりません。

私は、大人になって仕事を持つとしたら、こういう老人をお世話してあげるような、仕事をやりたいたいと思っています。なぜなら、やりがいがあると思ったからです。これからは、今以上に老人をうやまい、いたわっていききたいと思っています。

わが家のおじいちゃん



大井ゆり江さん
(川辺小・5年)

私のおじいちゃんは、明治四十五年生まれの六十九歳。学期末になると、学校から帰って来る私を見つけて、ぶどう畑などから「ゆりちゃん、今日の試験何点だった?」と聞きます。百点!」と言うと「よかったなあ」

と、そして「一つまちがえちゃった」と言う。「九十点以上なら、いい」とくたさずと顔のシワをもつとよせてわらいます。こんな時、おじいちゃんは、わが家の文部大臣です。

私の家は、父がつとめに出ている兼業農家だから、おじいちゃんを中心になって、父や母はいっしょうけんめいお手伝いをします。母は、よくこんなことを言います。「おじいちゃんがじょうぶで、いっしょうけんめいやってくれてい

るから、仕事が間に合うけど、おじいちゃんがいなかったら、お手上げだ」と感謝しているようです。こんな時、おじいちゃんは、わが家の農林大臣です。

おじいちゃんは、えん歌が大好きで、たまたま歌っています。年だから覚えもおそいし、リズム感も悪くて、私がいくら教えても、なかなかうまくならないけど、何事にも熱心に取り組むおじいちゃんは、えらいと思います。

どこへ遊びに行く時も、おじいちゃんを中心にして出かけます。そんな時、おじいちゃんは「おれがおごるわ」と言っていて、おいしいものを食べさせてくれたり、お正月になると、私や弟や父母にもお金をくれるので、貯金しています。こんな時、おじいちゃんは大蔵大臣です。

どんなことでも父母は、おじいちゃんに相談するので、わが家の大黒柱です。言いかえれば、わが家の鈴木善幸です。毎晩いっばいやるのが楽しみなおじいちゃん。お酒が飲めなくなったら、さびしいだろうから、いつまでもお酒が飲めるように、健康で長生きしてほしいです。おじいちゃん、がんばって!!

グラッグラッ…あつ地震だ!

総合防災訓練に1万3千人



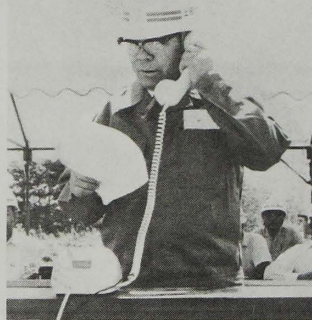
▲消防団によるいっせい放水

続いて午前九時には、千曲川市民緑地（上堀クラウンド）で総合訓練を実施。参加した一千人余の市民は、

当日は、まず午前八時三十分、避難命令を知らせる花火が打ち上げられると、自治会や小中学校、保育園などから参加した市民、あわせて一万二千人が各地区の指定避難場所へ避難しました。

「九月一日、午前八時三十分、駿河湾を震源とするマグニチュード八の大地震が発生。上田市の震度は五（強震）〜六（烈震）。市内各地で家屋の倒壊、火災の発生など被害が続出…」との想定で、市は「防災の日」の九月一日、市内全域を対象とした大規模な地震総合防災訓練を実施しました。

正午すぎまで避難訓練、消火訓練、救護訓練、給食訓練、復旧訓練などを本番さながらに行いました。なお、今回の防災訓練にご協力いただきました多くの関係者の皆さんに対し、厚くお礼申し上げます。



防災訓練の様子を吉村県知事に伝える石井市長



▶レインジャー隊の千曲川での渡河訓練

不用品登録情報 その⑮(主なもの) (9月7日現在)

ゆずります	〈希望価格〉	ゆずってください
コンビラック	300円	すべり台、歩行器
ベビーカー	10,000円	三輪車、ベビーカー
石油式フロ	10,000円	洗たく機
ガスオープンレンジ	無 料	電動オルガン
湯わかし器(都市ガス)	500円	クーラー
座ぶとん(いぐさ、夏用)	10枚で2,000円	自転車 (男性用、女性用、子供用)
座ぶとんカバー(55×58cm)	5枚で500円	都市ガス用フロー式
サイドボード	34,000円	長いす(ソファー用)
すえ置き用洋式便器	1,000円	茶ダンス、流し台
行水用のポリプロ	1,000円	組立式物置
クラシックギター(5月に購入)	40,000円	階段フェンス
食堂用の出前器	5,000円	ぶらさがり健康器
計量米びつ(20kg用)	800円	バイク(50〜90cc)
か や(4.5〜8畳用)	無料〜2,000円	二段ベッド
電気スタンド	300円	ベビーベッド

◇ゆずりたい品物、ゆずってほしい品物がありましたら、生活環境課生活係(☎24100 内線303)へお気軽にご連絡を。
◇紹介後のトラブルなどについては、責任を負いかねますのでご了承ください。

ものを大切に… 不用品登録情報

皆さんから寄せられた不用品の登録を「不用品登録情報」として、月一回お知らせしていますが、今回はその十五回目です。
不用品の登録をされる方は、次の事柄を必ず守ってください。
①ゆずりたい品物がある人は、品名、程度、数量、希望価格、住所、氏名、電話番号などを生活

環境課へ登録してください。
②ゆずってほしい品物がある人も、あらかじめ申し出て登録してください。
③生活環境課では、ゆずってほしい人に不用品の紹介をしますが、紹介を受けた人は不用品登録者と直接交渉し、価格、取り引き方法などを決めてください。
④紹介を受けた人は、取り引きの結果(取り引きが成立、不成立にかかわらず)を必ず生活環境課へ連絡してください。

◎投票できる人

◎投票できない人

◎入場券

10月25日 投票日 上田市長選挙

(告示日10月15日)

明るい選挙で 住みよい上田

◎投票できる人

投票日現在、満二十歳以上の人で七月十三日以前から、三か月以上引き続き上田市に住んでいて住民票に記録され、さらに選挙人名簿に登録されている人です。

▲市内転居者

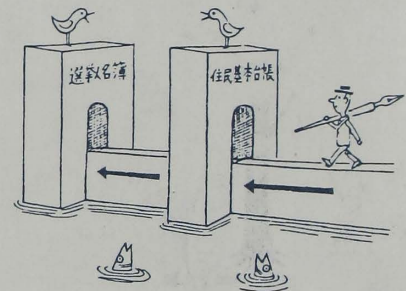
九月三十日までに市内転居し、市役所市民課か各支所へ転居届をされ、台帳に登録された人は新住所地の投票所で投票できます。

十月一日以後転居届を出された人は、旧住所地の投票所で投票することになります。



上田市長を決める選挙は、十月二十五日に行われることになりました。私達のもっとも身近な行政、日常生活に直接関連する市政を、向

う四か年にわたってお願いする市長の選挙ですから、皆さんの関心も一段と強いことと思います。選挙は、立候補者に対する七万



住民基本台帳に、のらなければ、選挙人名簿にのらない。

◎投票できない人

○市外に転出した人。(正式の届出の有無にかかわらず投票日までに出した人)

○名簿に登録されていても、実際にはそこに住んでいない人。

学生などで修学のため、寮、下宿などに住んでいる場合の住所は、原則として寮や下宿にあることになっていきます。したがって学生などでこれらに該当する人は、入場券が郵送されても投票ができないことがあります。

◎入場券

入場券は世帯あてに郵送しますので、それぞれ自分の分を点線から切りとって投票所へ持参してください。入場券は、再発行しませんので投票日まで大切に保管しておいてください。

◎投票できる時間

午前七時から午後六時までです。須川、畑山、長入、岩清水、野倉の各投票所は午後四時までです。投票はなるべく早目に、時間の余裕をみて投票しましょう。

市長選に際して

上田市選挙管理委員会

委員長 森 山 潔

九千余の有権者個々のお考えを、自ら投票していただき、これを集計し、当選発表の事務を行うわけです。その結果、票数の多い方が当選

民の代表者として、その職にあたるわけですから、ルールにのっとった、明るく正しい選挙によって選ばれることを、心から望んでやみません。

選挙をあづかる者の立場としては、さらに研さんを重ねてまいります。有権者の皆様方も、違反をゆるさぬ毅然たる態度をもって市長を決定するあなたの貴重な一票を、清く正しく、悔いのない気持ちで投票されますようお願いいたします。

され、市長となって市政を担当されるわけです。市長は、市政の執行者であると同時に、外部に対しては十一万市

選挙はすべて、公職選挙法に基づいて行われます。私達選挙の委員、事務局職員、当日の投・開票事務に従事される

◎不在者投票

選挙当日、投票所に行つて投票できない人にかぎり、不在者投票ができます。

期間は、告示の日から、投票日の前日までで、午前八時三十分から午後五時まで、毎日、選挙管理委員会（市役所四階）で行つていただきますので、なるべく早目に投票をすませるようにしてください。

投票においでのとときは、入場券（届いているとき）と印鑑を必ずお持ちください。

候補者の氏名揭示はありません。

◎市外に一時滞在している人は、滞在地で投票できますので早目に手続きしてください。

◎病院、老人ホーム、身体障害者更正援護施設、保護施設などで不在者投票の指定を受けている施設にはいつている人は、そこで投票できます。

ただし歩行不能で一般の投票所に行くことができない人に限られます。

◎投票の方法

▲投票は記号式

市長選挙は記号式です。

投票用紙にあらかじめ候補者氏名が印刷してありますので、投票

しようとする候補者一人の上の欄に、○印のゴム印をおしてください。ゴム印は投票所に備えつけてあります。

◎代理投票

投票は、自分で書くことになっていますが、手をいためていたり字を知らないために字が書けないなどの場合は、投票所で申し出てください。補助者の代筆によって投票することができます。

投票の秘密は厳重に守られますので安心して、遠慮なく申し出てください。

◎郵便による不在者投票

不在者投票

重度身体障害者の皆さんのうち次に該当する人は、郵便による在宅投票ができます。早目に手続きをしてください。

一、投票できる人

身体障害者手帳所持者で、二、三級で定められた症状に該当する人。

戦傷病者手帳所持者で特別項症二項症、三項症までの人で定められた症状に該当する人。

二、郵便投票証明書の交付申請

投票を希望する人は、選挙人が登録されている市町村選挙管理委員会の委員長が発行する証明書を受けてください。

（この証明書は、四年間有効です）から大切に保管しておいてください。

三、投票の手続き

選挙の期日前四日（十月二十一日）までに、本人自身の署名により、投票用紙および投票用封筒を請求し本人自身で候補者一名の氏名を記載し、所定の封筒に入れて署名し、本人が登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に、必ず郵便により送付します。

この投票については早目に手続きをするようにしてください。

立候補手続き

説明会

立候補手続きに関する説明会を次のとおり開催いたしますので、立候補予定者は出席してください。

○九月二十五日午前九時

○上田市役所六階大会議室

立会演説会

候補者の政策を直接聞けるよい機会ですので多数参加いたしますよう。

期日および場所、時間等については後日おしらせいたします。

開票のとき・ところ

開票は次のとおり行います。

指定された場所において開票状況を見ることが出来ます。

とき 十月二十五日（日）

午後七時三十分

ところ 上田市立清明小学校校体育館



だれにもできる

選挙運動

選挙運動用はがき

選挙運動用として表示を受けたはがきを候補者からもらつて知人などに出すことができます。

記載する内容については虚偽や公序良俗に反することのないかぎり自由です。

工場、事務所、会社などへ「御中」または「御一同様」などと書き回覧することはいけないことになっています。

このはがきは、必ず定められた郵便局に出すことになります。

個人演説会

個人演説会で、応援演説することができます。

個々面接

電車、バス、あるいは道路上でたまたま友人や知人に会い、その機会を利用して投票を依頼することができます。



選挙運動 してはいけない

戸別訪問の禁止

戸別訪問とは、選挙運動のために、連続して戸別に選挙人の居室を訪ねる事です。(官公庁、会社、工場、事業所なども戸別のなかにはあります)

また、一戸だけ訪問してもその状況、内容などにより戸別とみなされることもあります。玄関内にはいらず軒下、庭などであっても戸別訪問に該当します。単なるあいさつ、名刺をおいてあることなどもいけないことで、何人も戸別訪問することはできません。この場合、立候補届出後であるか立候補の決意前であるかは、同罪の成立に影響がないとされています。



署名運動の禁止

選挙に関し投票をしてもらうため、または投票をさせない目的で、選挙人に対し署名運動することは禁止されています。

人気投票の公表の禁止

選挙に関し、公職に就くべき人を予想する人気投票の経過または結果を公表することは禁止されています。

飲食物の提供の禁止

選挙運動に関してはその名目はどうであらうと、飲食物(なら加工しなくてもそのまま飲食に供し得るもの。たとえば、料理、弁当、酒、ビール、ジュース、果物、菓子など)を提供することはできません。

たとえば、候補者が選挙運動員や選挙運動に使用する労務者を慰労する目的で飲食物を提供する。第三者が候補者を激励するために、陣中見舞として候補者などに飲食物を提供することもいけません。陣中見舞に清酒をもっていきませんがこれも含まれています。公職

の候補者など寄附禁止の条項にふれる場合がありますのでじゅうぶんに注意してください。ただし、お茶や日常もちいられている程度の菓子はさしつかえありません。

飲食物はいけません



氣勢を張る行為の禁止

選挙運動のために自動車をつらね、または隊ごをくみ、はち巻や旗などをたてて往來するなどは、氣勢を張る行為で禁止されています。

買収・饗応の禁止

選挙運動のため、選挙人または選挙運動者に対し、金銭、物品などをおくったり、約束すること、また、飲食物を提供し、芝居や遊

選挙妨害の禁止

候補者について、デマをよびたり、選挙人、候補者、選挙運動員などをおどかしたり、演説、集会、交通などを妨害したり、選挙用のポスターを破いたり、投票に干渉し棄権をすすめたりして選挙の自由をさまたげると選挙の自由妨害の罪となります。

連呼行為の制限

病院、学校、立会演説会場などの付近では静かにするようにきめられています。

選挙前と後のあいさつ行為の制限

選挙前と後のあいさつ行為は期日の定めはなく、文章、口頭、会合などを利用してすることは制限されています。

ポスターの制限

よく屋内用などといわれているものを屋内に掲示することは、いっさい認められていません。また屋内用と称して窓の内側に貼付し

通行人に見えるようなことは違反です。

またこれらのポスターを事業所、事務所などに掲示するため頒布する場合でも違反となる場合があります。連絡所等のステッカー、ポスターは掲示できません。

許可なくはられたポスター

選挙運動用は勿論、選挙に関する政党等の政治活動用ポスターを、国・県・市・町村・国鉄・電々公社の所有、管理するもの、公共用の道路、樹木、公園、ロータリー、ガードレール、歩道橋等に掲示することはいけないことになっています。また他人の家屋、店舗、事業所、工作物、各種電柱、道路、自治会の防犯灯などに許可なく掲示することは違反です。この場合管理者、所有者、居住者が一方的に取り除くことができます。破損させないように取り除くことはよいが破損させると違反となる場合があります。なるべく責任者をよんで直ちに取り除かせることがよい方法です。家族などが許可をあたえてある場合がありますのでよくたしかめてから処置してください。

飲西運転の自改をノ

でも、マナーの面からも最低の行

投票の便宜供与

公選法、労働基準法などに、選挙の当日、選挙権を行使するために投票所に行くときは必要な時間を与えなくてはならないとなっています。これは官公庁のみでなく、広くすべての企業、団体及び雇用主に対してこれを求めているものです。



寄附の禁止

公職の候補者などは、時期や選



禁止の一例

国会などの見学におみやげをく

不正な選挙運動は

みんなで追放しよう

選挙運動は、自由であることが理想であり、もつとものぞましいことですが、自由であると、金や権力や情実などにものをいわせて、なんでもできる人が有利になり、明るい選挙が行われなくなり、また、公職選挙法により、公平に平等に選挙ができるよう、選挙運動

に関し、いろいろ制限を設けています。



候補者などとは、候補者が、これから立候補しようとする意志がある人、本人の行動などから見て立候補の意志を有する人と認められる人、すでに公職にある人などを総称します。

公職にある人とは、衆議院・参議院議員、県・市町村議会議員、都道府県知事、市町村長等を含みます。

寄附の要求

選挙区内の公職の候補者などに對して、寄附を求めたり、勧誘してはいけません。また、国や県や市町村などから補助金、利子補給などを受けたたり請負契約や物品納入契約、その他特別の利益を伴う契約の当事者個人、会社、その他の法人などは寄附が禁止されています。この場合、その相手方は候補者、政党その他の政治団体であることと問われないとされています。◎親族の場合はのぞかれることになっています。

ばる。花輪をおくる。供花。香典。祝儀。病氣見舞。お中元。お歳暮。入学祝。出産祝。お祭りの寄附。せん別。うちわ。カレンダー。他の選挙に選挙献金や政治献金をおくる。酒食の提供。正月など、自宅にきた者に酒食を提供する。給与の返上。色紙をおくる。表彰状に記念品をつける。協賛金。賛助金。催しのプログラムなどに協賛金などの支出など金品をおくること。国、県、市町村に寄附すること。匿名又は他人の名義による寄附。社会事業団体に寄附。単に滞在中の者に対する寄附。その他いかなる名義であっても寄附行為とみられるもの。

心がけようきれいな選挙

上田市明るい選挙推進協議会



上田市選挙管理委員会 (☎224100 内線571・有線20901)

上田署管内の市町村別
飲酒運転違反(事故)一覧表

(別表1)

(S.56.1月～7月末)

	上田市	東部町	真田町	青木村	その他	合 計
飲酒運転 違反	135 (64%)	21 (10%)	4 (2%)	7 (3%)	43 (21%)	210 (100%)
違反の内の 人身事故	3	0	0	0	1	4
違反の内の 物損事故	23	4	2	2	5	36
計	26 (65%)	4 (10%)	2 (5%)	2 (5%)	6 (15%)	40 (100%)

飲酒運転違反者の居住区分表

(別表2)

(S.56.1月～7月末)

種 別 住 居 区 分	飲酒運転違反		違反の内の事故種別		合 計
	酒酔い	酒気帯び	人身事故	物損事故	
染 谷	5	17	(1)	(1)	22 (2)
常 入	4	9	(0)	(1)	13 (1)
駅 前	1	5	(0)	(2)	6 (2)
三好町	8	27	(0)	(6)	35 (6)
大 屋	4	9	(0)	(0)	13 (0)
別 所	0	2	(0)	(0)	2 (0)
西塩田	1	0	(0)	(1)	1 (1)
中塩田	4	8	(1)	(3)	12 (4)
東塩田	2	3	(0)	(1)	5 (1)
川 西	2	7	(1)	(2)	9 (3)
塩 尻	0	0	(0)	(0)	0 (0)
神 科	5	12	(0)	(6)	17 (6)
合 計	36	99	(3)	(23)	135 (26)

④ 住居区分は、上田警察署の派出所、交番所在地域別です。

飲酒運転の追放を！

市内の違反者135人(一～七月)

上田署管内(上田市、東部町、真田町、青木村)の飲酒運転違反者は、今年の一月から七月末までで二百十人。この数は、県下で一番多く、運転マナーは県下最低といえるでしょう。

二百十人の飲酒運転違反者のうち、上田市に住所のある人は百三十五人で、全体の六四%(別表1)を占めています。また、同期間中における上田署管内の飲酒運転事故は四十件。このうち、上田市に住

乗るなら飲むな 飲んだら乗るな

酒酔い運転は、事故を起こさなくても違反点数が十五点になり、即、運転免許が取り消される違反の中でも、最も重いものです。飲酒運転は、運転者として法の上

所のある人の事故は二十六件(六五%)と、こちらも上田署管内で抜きんで多く、県下で最低の記録となっています。

でも、マナーの面からも最低の行為であることは、皆さん十分承知のことだと思えます。

承知しながら、なぜ運転してしまったのか。主な言いわけは「あまり酔っていないと思った」「少ししか飲んでいないから」「ひと休みしたので、酔いがさめたと思った」「酔ったいきおいで」…。皆さんこの言いわけをどう感じますか。酒を飲んで気が大きくなり、他人への配慮を欠いた、自分勝手な言いわけではないでしょうか。

「酒を飲む日は、車を置いて行く」など、上田市から飲酒運転者を一人も出さないよう、乗るなら飲むな、飲んだら乗るな、運動を徹底させましょう。

待ちましょう ハラハラ ドキドキ 渡るより

秋の全国交通安全運動



9月21日～30日

運動の重点

- ① 歩行者、特に子供とお年寄り、及び身体障害者の皆さんが、安全に通行できるよう、歩道や道路に物を置くのはやめよう。
- ② 自転車を利用する人も、ルールを守った安全運転を心がけよう。
- ③ 「ゆとり」と「ゆずり合い」で無謀運転を追放し、シートベルト着用で、自分の体を守ろう。
- ④ 「暴走しない」、させない、見に行かせない」を実行し、暴走族を追放しよう。暴走族を見たら直ちに一一〇番へ通報しよう。



お知らせ



「第4回上田菓子まつり」が、9月5・6日の2日間、ユニー上田店で開かれました。今年は、上田市をはじめ県下150店の銘菓展示や鎌倉市など姉妹都市の銘菓即売、ママのデコレーション作りコンクール(写真)など盛りだくさん。終日、多くの市民でにぎわいました。

市の条例で規制 曝音機の使用には 十分注意を!

市では、「上田市公害防止条例」により、害鳥威嚇用曝音機(すずめおとし)の使用について規制をしています。

この条例では、曝音機の騒音から付近の住民を守るため、使用時間と使用場所について規制基準を設けています。規制の内容は次のとおりです。

時間の規制：午後七時から午前四時まで使用禁止
場所の規制：住宅から百メートル以内では使用禁止

苦情に対してご理解を
例年、曝音機の騒音に対する苦

情が数多く寄せられています。このようなときには、曝音機の使用方法の変更をお願いすることがあります。被害を申し立てた方々の心情を理解して、生活環境課の指導にご協力くださるようお願いいたします。

農村環境改善センター 10月から入浴日が 変わります

農村環境改善センター
☎352840

農村環境改善センターの入浴日は、今まで毎週水曜日と木曜日でしたが、この十月から毎週火曜日と水曜日に変わります。当日が祝日及びその翌日に当たったときは、変更になります。(入浴時間は、午前十時から午後五時まで)

なお、老人用送迎マイクロバスは、火曜日は豊殿地域と神科地域の一部(畑山、伊勢山、新屋、野竹、西野竹方面)、水曜日は神川地域と神科地域の一部(火曜日の地域以外)です。運行時刻は従来どおりです。お問い合わせのうえご利用ください。

鎌倉と湯河原の旅 姉妹都市 提携市民号で

国鉄上田駅旅行センター
☎3118

国鉄上田駅旅行センターでは、上田市と姉妹都市提携をした鎌倉市を訪れる旅を、次のとおり企画しました。お座敷列車で、ゆつくりなごやかな旅をしてみませんか。
とき：十一月四日(水)・五日(木)
募集人員：二百四十名
会費：二万四千八百円
行程：▽四日、上田(8:30)上野(12:23、昼食)鎌倉(15:20ごろ、建長寺・大仏)▽湯河原(泊)五日、湯河原(8:30)鎌倉(鶴岡八幡宮・長谷寺)上野(15:40ごろ)上田(19:40ごろ)

無料法律相談所を 開設します

県弁護士会上田地区会と上田裁判所調停委員協会では、十月一日から始まる「法の日」週間行事の一環として、次のとおり無料法律相談所を開設します。お気軽にご相談ください。

とき：十月五日(月)午前九時から午後三時
ところ：上田商工会議所二階相談内容：

- 民事：金銭貸借、商取り引き、借地、借家、交通事故など
- 家事：婚姻、夫婦間や親子間のもめごと、相続など
- 少年：困っている少年のこと
- 刑事：刑事関係の疑問など

ママと育児の教室

市では、信濃毎日新聞社と共催で「ママと育児の教室」を次のとおり開きます。大勢の皆さんのご来場をお待ちしています。

とき：九月三十日(水)午後一時三十分～四時
ところ：上田西武三階市民ギャラリー

講演：「丈夫な赤ちゃんを生むために」市産院院長 田口良雄先生
映画：「この鳥の送りもの」

入場料：無料

※当日は全員に「安産のために」「赤ちゃんの育て方」などのテキストを差し上げます。

今月の納税

国民健康保険税 第4期

今月の納税は、国民健康保険税第4期です。

税金は、納期内に納入されますようご協力ください。

今月の納期限は、9月30日(木)です。

＜収税課 ☎24100 内線241・有線 20691＞

みんなで 納税

豊かな 都市を

(市内中学生納税標語入選作品)

婦人検診を実施する産婦人科名と受付時間

医療機関名	受 付 時 間		医療機関名	受 付 時 間	
	午 前	午 後		午 前	午 後
市川産婦人科	9:30～ 正 午		長岡産婦人科	9:00～ 11:30	
市 産 院	8:30～ 11:00		新美産婦人科	9:00～ 正 午	
共立産婦人科	9:00～ 正 午	1:30～ 5:00	三浦産婦人科	9:00～ 正 午	
高橋産婦人科	9:00～ 正 午	1:30～ 5:00	三好町 産婦人科	9:00～ 正 午	2:00～ 6:00
竹内産婦人科	9:00～ 正 午	1:00～ 5:30	国立東信病院	8:30～ 11:00	
豊田産婦人科	9:00～ 正 午	3:00～ 5:30			

※豊田産婦人科は、毎週木曜日休診、土曜日の受付時間は午前9時から正午、午後3時から5時までです。
 ※国立東信病院は、毎週水曜日休診、土曜日の受付時間は、午前8時30分から10時30分までです。
 ※市産院は、毎週水曜日休診です。
 ※共立産婦人科は、午後手術で休診の時もありますので電話をしてからお出かけください。

生活講座 日程表

講 座 名	講 師	月 日	時 間	定 員
女性の役割と生き方 —老後の問題を中心に—	奈良女子大学教授 森 幹郎さん	10月19日(月)	午後 6:00～8:00	50名
楽しい体力づくり	市 体 育 課	10月23日(金)	"	30名
手軽にできる 健康料理	保健所栄養士	10月26日(月)	"	30名
暮しの中の更生と活用 (腐敗を促してぬいぐるみを作ろう)	手芸講師 伊倉 光子さん	10月29日(木) 30日(金)	"	30名
家庭に病人が 出た場合	日赤看護法講師 芦田さだよさん	11月5日(木) 6日(金)	"	30名



最近、上田市内でトイレファンの訪問販売による被害が目立つようになりまし。生活環境課に報告されている市内の被害は、八月だけで三件ありまし。

この訪問販売の手口は、「トイレの換気扇を点検に来た」などと言、理由をつけて正常に動いている換気扇を取り替えてしまおうという悪質なものです。業者が来たら、身分証明書はもちろん、商品の値段、品質を確認し、購入するときには、じゅうぶん注意をしましよ。

「上田の工業展」の出品を募集

第1回躍進する上田の工業展(期間、11月21日～23日)の出品を次のとおり募集します。
 出品資格…市内に事務所および工場をもつ企業並びに団体
 出 品 物…工業製品(完成品、半製品、加工品)並びにパネル、写真、ディスプレイなど
 申込期限…9月30日(木)
 申 込 先…上田商工会議所工業展係(☎24500)

家族みんなで秋の大掃除



秋の大掃除の実施時期は、10月いっぱいです。
 家族みんなで大掃除を行い、病害虫の発生源をなくして清潔で住みよい生活環境にしましょう。

婦人検診で 子宮頸がんの 早期発見を

保健予防課保健係 ☎241000内線289

市では、医師会のご協力を得て婦人検診を実施していますので、年に一度は受診されるようお勧めします。

対象者：市内に住んでいる三十歳以上の婦人で、子宮頸がんの検査を希望する人
 受診方法：日曜・祝日を除く毎日、

左表の医療機関で行っていますので、受診料千円を医療機関へ払い受診してください。
 検査方法：細胞診といって細胞を取って調べますので無痛です。
 結果の通知：結果は受診されてから十日ぐらいかかりますが、異常がなかった人については、特に通知を差し上げませんので、ご了承ください。

その他：検診時に、ほかの婦人病があつて医者から治療または手術の必要があると指示された人は、この指示に従って治療などを受けてください。

働く婦人の家 生活講座の 受講生を募集

働く婦人の家 ☎272988

働く婦人の家では、長野婦人少年室と共催(「女性の役割と生き方」については、東信労政事務所も共催)で、次のとおり生活講座を開きます。お誘い合つてご参加ください。

対象者：市内に住んでいるか、市内の事業所に勤めている婦人
 開催場所：働く婦人の家

悪質な 訪問販売に注意

生活環境課生活係 ☎241000内線303

受講料：無料(ただし、料理材料費四百円前後、ぬいぐるみ材料費二百円前後)
 申込方法：働く婦人の家へお申し込みください。電話でも結構です。

新しい農業委員決まる

農業委員会委員選挙、および市内三農業協同組合推薦、上田市議会推薦による「上田市農業委員会委員」の皆さんが下表のとおり決まりました。同委員の皆さんは、農地部会、農政部会に分かれ、法にもとづく農地の利用関係の調整、地域農業振興のための諸活動など、今後3年間ご苦労いただきます。

上田市農業委員会名簿

任期S56.7.20～59.7.19 (敬称略)

氏 名	住 所	T E L	氏 名	住 所	T E L
◎ 小 林 功	別所温泉220-1	38-2125	水 沢 一 郎	岡234	31-2200
○ 高 遠 和 秋	上塩尻559	22-5238	曲 尾 平 吉	塩田新町385-1	38-4138
大 田 嘉 幸	岩下117	35-0659	飯 島 千 弘	下之条547-1	27-3720
松 沢 勝 己	神畑897	22-5133	西 沢 典 明	上室賀536-1	31-8208
宮 原 儀 久	中吉田2481-1	36-2179	室 賀 節 雄	下組1713	38-3710
佐 藤 隆	岩清水3279	27-5833	岡 田 清	手塚810	38-4484
柏 原 宏	八木沢453-2	38-4594	小 林 守 雄	鈴子1206-2	38-2721
上 沢 六 郎	五加1191-1	38-5497	田 中 稔	中之条274	23-0830
小 林 信 一	神科山口1140	22-8423	宮 入 英 夫	下之郷200	38-2281
井 沢 洋三郎	越戸486	31-2237	土 屋 勝 利	長島718	24-3160
湯 本 睦 雄	新屋242	24-0186	宮 下 十三秋	秋和598-3	24-7447
細 谷 広 務	長島338-6	23-2501	宮 下 今朝雄	諏訪形697	22-6415
清 水 年 末	築地299	27-1080	小 池 重 徳	川辺町509	22-4415
黒 沢 勝 秋	野竹177	23-0716	小 山 正 俊	下室賀2640	31-2207
山 崎 勝 安	神科山口955	22-6291	小 林 久 吉	保野742	38-4626
竹 内 貞 夫	上沢1211	22-1438	宮 沢 功	浦野449	31-2387
青 木 春 夫	吉田537-3	27-7368	宮 崎 重 登	小泉520	23-8157
中 沢 米 男	長入3679	27-7355	堀 田 正 五	中央北1-7-37	22-6080
和 田 清 美	小島51	38-3191	◎ 会 長 ○ 副会長		

乳 幼 児 健 康 診 査 日 程 表

会 場	保 健 セ ン タ ー				塩 田 母 子 健康センター	川 西 社 会 福祉センター
対 象 児	4 か月児	9 か月児	1 歳 6 か月児	4 ・ 9 か月児	4 ・ 9 か月児	
地 区	新市内 旧市内	新市内 旧市内	新市内 旧市内	塩田全区	川西全区	
10月	7日	21日	14日	28日	1日	29日
10月	7日	21日	14日	28日	1日	29日

新市内…塩尻・川辺・泉田・神川・神科・豊殿
旧市内…東部・南部・中央・北部・西部・城下

三歳児健康
診査日程表

会 場	保 健 セ ン タ ー	塩 田 母 子 健康センター
地 区	新市内 旧市内	塩田全区
対 象 児	53年9月生	53年9月生
10月	2日	9日

十月の乳幼児、三歳児健康診査を次により行います。時間は、いずれも午後一時三十分から二時三十分。母子健康手帳をお持ちください。

乳幼児健康診査

結婚衣装を

お貸しします

（上田市婦人団体連絡協議会）

上田市婦人団体連絡協議会では、結婚衣装の貸し出しを行っています。

、このたび留袖一式を着（四十歳前後むき）と男性の式用はかま一着を新調しましたので、ご利用ください。なお、ほかの衣装も手入れをしておりますので、ご利用ください。

申込先：山浦源子さん 中央西一
11-15（丸堀町） ☎2900

まほろば講演会を 開催します

上田市青年団体連絡協議会では、薬師寺管主・法相宗管長の高田好胤師による「まほろば講演会」を次のとおり開催します。大勢の皆さんのご来場をお待ちしています。

と き：九月二十九日（午後六時三十分～八時三十分（予定））
と ころ：上田市農協会館

入場料：無料
※車での来場は、ご遠慮ください。

上田市は、千曲の清流と、上田城に象徴される自然と人とが調和した、住みよいまちです。わたくしたち市民は、自らの英知と努力により、さらにすばらしいまちにする願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。



- 一、自然に感謝し、きれいな水と空気を守り、緑のあふれるまちにします。
- 一、からだをきたえ、教養を高め、豊かな文化を育てるまちにします。
- 一、人々の善意をとうとび、あたたかい心がふれあうまちにします。
- 一、産業を伸ばし、働くよろこびを大切にして活気にみちたまちにします。
- 一、平和と自由を求め、広く世界に目を向けた明るいまちにします。

必ず受けよう！

犬の登録と予防注射

犬の登録と秋季予防注射を下記のとおり行いますので、通知書（ハガキ）をご持参のうえ、最寄りの会場へ飼い犬をお連れください。
注射料：一頭につき千四百円
登録料：一頭につき二千円（春に未登録の犬のみ）
 ◇ この期間中に受けられない場合には、十一月二日（月）から同月二十日（金）までの間に、個別訪問をして注射を行います。この場合、訪問料として一頭につき千五百円、二頭目から五百円が加算されます。
 また、犬が死亡や不明などの場合は、生活環境課環境指導係にご連絡ください。

昭和56年度 犬の登録と秋季予防注射日程表

月 日	地 区	時 間	場 所	月 日	地 区	時 間	場 所
10/5 (月)	東 部	9:00~9:40	踏 入 公 会 堂	10/13 (火)	東 南 部	9:00~9:20	常 田 会 館
	北 部	10:00~10:30	常 田 会 館		北 部	9:40~10:10	南 天 神 町 公 会 堂
10/6 (火)	西 部	9:00~9:30	明 照 会 館	10/14 (水)	川 辺 下	10:30~10:50	市 役 所 (西庁舎庫前)
		9:50~10:30	新 田 区 民 会 館			9:00~9:30	上 川 原 柳 町 公 会 堂
10/7 (水)	川 城	9:00~9:30	西 脇 会 館	10/15 (木)	北 西 部	9:50~10:30	新 田 区 民 会 館
		9:50~10:30	新 屋 会 館			9:00~9:30	新 川 辺 町 民 会 館
10/8 (木)	塩 尻	9:00~9:40	川 辺 町 同 和 集 会 場	10/16 (金)	神 科	9:50~10:10	御 所 公 会 堂
		10:00~10:40	諏 訪 形 公 会 堂			10:30~10:50	三 好 町 公 会 堂
10/9 (金)	川 城 下	9:00~9:30	下 塩 尻 公 会 堂	10/17 (土)	豊 殿	9:40~10:00	上 紺 屋 町 公 会 堂
		9:50~10:20	上 塩 尻 公 会 堂			10:20~10:50	新 屋 会 館
10/10 (土)	川 城 下	10:40~11:00	秋 和 公 会 堂	10/18 (日)	神 川 科	9:00~9:30	常 磐 町 会 館
		9:00~9:40	川 辺 町 公 会 館			9:50~10:30	神 畑 公 会 堂
10/11 (日)	豊 殿	10:00~10:40	中 之 条 公 会 堂	10/19 (月)	塩 田	9:50~10:00	半 過 公 会 堂
		9:00~9:30	市 之 豊 殿 支 所			10:20~10:50	下 之 条 公 会 堂
10/12 (月)	神 科	9:50~10:40	上 野 が 丘 公 民 館	10/20 (火)	川 西	9:00~9:30	消 防 東 北 分 署
		9:10~9:40	小 泉 区 民 会 館			9:40~10:00	金 井 公 会 堂
10/13 (火)	塩 田	10:00~10:40	泉 田 公 民 館	10/21 (水)	塩 田	9:10~9:40	殿 城 郵 便 局 前
		9:10~9:40	東 塩 田 老 人 集 会 場			10:00~10:20	農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー
10/14 (水)	神 川	10:00~10:40	市 塩 田 支 所	10/22 (木)	川 西	10:40~11:00	町 吉 田 公 会 堂
		9:00~9:40	旧 道 神 川 橋			9:00~9:20	旧 道 神 川 橋
10/15 (木)	塩 田	10:00~10:40	大 屋 公 会 堂	10/23 (金)	塩 田	9:40~10:00	下 青 木 公 会 堂
		9:10~9:40	西 塩 田 授 産 所			10:20~10:40	岩 門 公 会 堂
10/16 (金)	川 西	10:00~10:30	相 染 支 所	10/24 (土)	塩 田	9:10~9:40	中 組 公 会 堂
		9:00~9:20	農 協 泉 田 支 所			10:00~10:40	下 之 郷 公 会 堂
10/17 (土)	塩 田	9:40~9:50	仁 古 田 公 民 館	10/25 (日)	全 市	9:00~9:20	合 同 庁 舎 裏 庭
		10:10~10:40	市 川 西 支 所			9:40~10:00	染 屋 公 会 堂
10/18 (日)	塩 田	9:00~9:20	市 川 西 支 所			10:20~10:50	国 分 寺 仁 王 門 前
		9:40~9:50	市 川 西 支 所			9:10~9:40	舞 田 公 会 堂
10/19 (月)	塩 田	9:00~9:20	市 川 西 支 所			10:00~10:20	保 野 公 会 堂
		9:40~9:50	市 川 西 支 所			10:40~11:00	市 塩 田 支 所
10/20 (火)	塩 田	9:00~9:20	市 川 西 支 所			9:10~9:30	上 室 賀 基 幹 セ ン タ ー
		9:40~9:50	市 川 西 支 所			9:50~10:10	下 室 賀 生 活 セ ン タ ー
10/21 (水)	塩 田	9:00~9:20	市 川 西 支 所			10:30~10:50	市 川 西 支 所
		9:40~9:50	市 川 西 支 所			9:10~9:20	相 染 支 所
10/22 (木)	塩 田	9:00~9:20	市 川 西 支 所			9:40~9:50	野 倉 公 会 堂
		9:40~9:50	市 川 西 支 所			10:10~10:30	西 塩 田 授 産 所
10/23 (金)	塩 田	9:00~9:20	市 川 西 支 所			10:50~11:20	西 塩 田 授 産 所
		9:40~9:50	市 川 西 支 所			9:00~11:00	合 同 庁 舎 裏 庭

犬の登録と秋季予防注射に関するお問い合わせは
 生活環境課環境指導係へ
 ☎24100内線302・有線20671